

安堵町環境美化センター解体工事

発注仕様書

令和3年6月

まほろば環境衛生組合

目 次

第1章 総 則

第1節	工事概要	1	～	2
第2節	工事主要目	3	～	7
第3節	一般事項	8	～	10
第4節	施工管理及び検査	10	～	12
第5節	保証期間	13		
第6節	提出図書	13	～	16
第7節	正式引渡	16		

第2章 解体撤去工事特記仕様書

第1節	一般共通事項	17	～	18
第2節	解体工事	18	～	26
第3節	情報提供内容	26		

第1章 総 則

本仕様書は、まほろば環境衛生組合（以下「本組合」という。）が計画している安堵町環境美化センター（以下「本施設」という。）解体工事（以下「本工事」という。）に適用する。

本工事は仕様書による発注（性能発注：設計付施工契約）であり、工法の選定・数量の設定はすべて受注者の裁量に委ねられている。原則として選択した施工方法や、受注者の裁量の範囲内の現状誤認等による発注金額の変更は行わない。仕様書の性能（安全・工期・公害基準値の遵守など）を満たせば、全て受注者の自由裁量と考えてよいこととする。仮設工事から埋戻整地に至る全工程について同じ考え方とする。

本工事は仕様書による発注（性能発注）であり、今後行われる工事出来高検査（会計検査など）は受注者の工事内訳書により実施する事となるので工事契約後速やかに提出すること。

様々な工事項目については受注者において現地調査を入念に行い、参考図面と確認をしたうえで解体の設計に反映させて、施工にあたること。

第1節 工事概要

1. 一般概要

本施設は、1991年（平成3年）10月に稼働開始し、2000年（平成12年）2月にダイオキシン類対策工事を行った一般廃棄物ごみ焼却施設である。

現在、本施設の稼働は停止している。（令和3年3月現在）

2016年（平成28年）4月に、本町を含む10市町村は、広域ごみ処理を行うことを目的として、山辺・県北西部広域環境衛生組合を設立し、2024年（令和6年）2月から構成市町村全体で広域処理が行われるのに合わせて、本施設を解体するものである。

本施設内の焼却炉設備からは、分析の結果、ダイオキシン類が検出されており、解体に伴い、それが施設の内外に拡散する可能性がある。このため、解体工事においてはダイオキシン類が他に拡散しないように施設解体作業場（ただし、解体作業場が施設建物の一区画で他と隔離できる場合はその区画）若しくは単体機器作業場毎に対策を講じるほか、作業前の処理施設内の汚染状況の分析評価、作業時における適切な保護具の使用等作業管理を内容とした「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下、「ばく露防止対策要綱」という）、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という）、関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工するものとする。

また、施設内の機器接続紡織品（パッキン）の一部に石綿が含有されていることが確認されている。その他にも内装仕上材の成形品建材に石綿含有製品が使用されている可能性があるため、受注者において解体前に再度調査を行い、含有が確認された場合は「石綿障害予防規則」、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」、関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工するものとする。

また、建築除却届の作成及び建築審査課への提出を事前に行うものとする。

2. 工事名称

安堵町環境美化センター解体工事

3. 工事場所

奈良県生駒郡安堵町大字笠目 3 2 6-1

4. 工 期

契約締結の日から令和4年10月25日まで

第2節 工事主要目

1. 解体撤去施設概要

施設名称 安堵町環境美化センター
敷地面積 5,880 m²

1) 工場棟

処理能力 20 t / 日 (10 t / 8 h × 2 炉)
処理方式 機械式バッチ処理方式
竣工年月 1991 年 (平成 3 年) 10 月
増築年月 (ダイオキシン類対策工事) 2000 年 (平成 12 年) 2 月
構造・規模 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造
地下 1 階 地上 3 階
延床面積 1,762.62 m²
基礎 杭基礎

2) ダイオキシン類除去装置棟

処理能力
処理方式
竣工年月 2000 年 (平成 12 年) 2 月
構造・規模 鉄骨造
地下 7 階
延床面積 651.38 m²
基礎 杭基礎

3) 煙突

構造・規模 鉄筋コンクリート造 高さ 40m
内部 レンガ積みを鋼板製に改修 (2000 年 (平成 12 年))

4) 駐車場(屋根付)

竣工年月 2000 年 (平成 12 年) 2 月
構造・規模 鉄骨造
平屋建て
延床面積 130.30 m²

5) トラックスケール

構造・規模 鉄筋コンクリート造 深さ 950 mm

3,330 mm×7,130 mm
マルチロードセル式

6) 車庫棟

構造・規模 鉄骨造
平屋建て
延床面積 179.92 m²

7) 洗車場

8) 粗大ごみ置場

9) その他

- ・地下構造物：浄化槽
- ・外構：アスファルト舗装、ハンドホール、側溝、植栽ほか

2. 解体撤去設備概要

1) 工場棟

(1) 受入供給設備

ごみ計量機	マルチロードセル式デジタル表示	1基
ごみ投入扉	空気式観音開き	2基
ごみピット	171m ³ (防臭・防虫剤散布装置付)	
ごみクレーン	油圧クラブバケット付天井走行クレーン	1基
可燃性粗大ごみ破砕機	油圧せん断式 (1 t /5 h)	1基

(2) 燃焼設備

投入ホッパ	6.0m ³ (油圧駆動ゲート付)	2基
給塵装置	油圧プッシャー式	2基
乾燥・燃焼装置	多段式扇形ストーカ (油圧駆動式)	2基
後燃焼装置	扇形ストーカ+ダンピングロストル (油圧駆動式)	2基
助燃装置	ガンタイプ自動着火式重油バーナ	2基
再燃装置	ガンタイプ自動着火式重油バーナ	2基
重油タンク	屋内式角型 (1900L)	1基

(3) 燃焼ガス冷却設備

ガス冷却室	水噴射式 (完全蒸発型)	2基
ガス急冷塔	水噴射式 (完全蒸発型)	2基

(4) 排ガス処理設備

バグフィルター	乾式屋内型	2基
有害ガス除去装置	乾式、消石灰噴霧式	2基
活性炭吹込設備	乾式、活性炭噴霧式	2基

(5) 給排水設備

1 式

(6) 排水処理設備

ごみピット排水処理設備	炉内噴霧熱分解方式	2基
プラント排水処理設備	微生物接触酸化法 (再循環方式)	1式

(7) 余熱利用設備

温水発生器	水-熱風直交流水管型	2基
温水タンク	FRP製 2.0m ³	1基

(8) 通風設備

押込送風機	ターボファン・電動機直結形	2基
二次空気用送風機	ターボファン・ベルト掛け	2基
空気予熱器	プレート式	2基
誘引送風機	ターボファン・電動機直結形	2基
煙突	高さ40m 頂口径0.9m (外筒：RC 内塔：鋼板製)	1基

(9) 灰出し設備

一次灰出しコンベヤ	半乾式密閉型フライト方式	2基
二次灰出しコンベヤ	半乾式密閉型フライト方式	1基
三次灰出しコンベヤ	半乾式密閉型傾斜方式	1基
灰搬出コンベヤ	ベルト方式	2基
ダストコンベヤ	チェーン方式	4基
灰安定化装置	セメント+薬剤処理方式 (処理能力0.2t/h)	1式
灰集積場	主灰・飛灰分離貯留方式	1式

(10) 不燃物処理・資源化設備

供給ホッパ	5.0m ³	1基
供給コンベヤ	磁選機付ベルト方式	1基
アリゲータプレス機	油圧式 (2t/5h)	1基
ガラス破砕機	回転ハンマ式 (2t/5h)	1基
金属・アルミ溜バンカ	0.4m ³	2基

(11) 電気設備 1 式

(12) 計装制御設備 1 式

2) ダイオキシシン類除去装置棟

(1) ダイオキシシン類除去装置 (吸着塔)	2 基
(2) 活性炭再生塔	2 基
(3) 煙道	1 式
(4) 電気計装設備	1 式

3. 公害防止基準値等

(1) 騒音

特定作業（解体撤去工事含む）に伴って発生する騒音の公害防止基準値は、敷地境界線において以下のとおりとする。

特定建設作業 規制種別	杭打機 杭抜機 杭打抜機	鋸打機	削岩機	空気圧 縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ	トラクター ショベル	ブルトン 一サ
基準値	85dB (A) 以下							
作業時刻	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと							
1 日当り作業時間	10 時間を超えないこと							
作業期間	連続して 6 日を超えないこと							
作業日	日曜日その他の休日ではないこと							

(2) 振動

特定作業（解体撤去工事含む）に伴って発生する振動の公害防止基準値は、敷地境界線において以下のとおりとする。

特定建設作業 規制種別	杭打機 杭抜機 杭打抜機	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	舗装版 破碎機	フレーカー （手動式を除く）
基準値	75dB (A) 以下			
作業時刻	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと			
1 日当り作業時間	10 時間を超えないこと			
作業期間	連続して 6 日を超えないこと			
作業日	日曜日その他の休日ではないこと			

(3) ダイオキシン類（敷地境界線上にて）

解体撤去工事におけるダイオキシン類の環境基準値は、以下のとおりとする。

大気ダイオキシン類環境基準値 0.6 pg-TEQ/m^3

水ダイオキシン類環境基準値 1 pg-TEQ/l

(4) 石綿（敷地境界線上にて）

解体撤去工事における石綿の環境基準値は、以下のとおりとする。

大気石綿環境基準値 10 f/l

(5) 浮遊粒子状物質（敷地境界線上にて）

解体撤去工事における浮遊粒子状物質の環境基準値は、以下のとおりとする。

大気浮遊粒子状物質の環境基準値

1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下で、かつ

1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下

第3節 一般事項

1. 諸法令等の遵守

受注者は、工事の施工にあたり、労働安全衛生諸法令・公害防止諸法令・特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等及び工事に関する諸法令、条例等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の運用・適用は、受注者の責任で行うものとする。

なお、施工にあたっては次の法令、通達等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(法律第137号 昭和45年12月25日 改正省令含む)
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
(政令第300号 昭和46年9月23日)
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(厚生省令第35号 昭和46年9月23日)
- (4) 労働安全衛生法（法律第57号 昭和47年6月8日）
- (5) 労働安全衛生法施行令（政令第318号 昭和47年8月19日）
- (6) 労働安全衛生規則（労働省令第32号 昭和47年9月30日）
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(法律第104号 平成12年5月31日)
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法（法律第105号平成11年7月16日）
- (9) ダイオキシン類対策特別措置法施行令（政令第433号 平成11年12月27日）
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則
(総理府令第67号 平成11年12月27日)
- (11) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
(以下、「ばく露防止対策について」という。)
(基安発第0110号 平成26年1月10日)
- (12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
(法律第65号 平成13年6月22日)
- (13) 石綿障害予防規則（厚生労働省令第21号 平成17年2月24日）
- (14) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成23年3月)
- (15) 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルについて
(以下「石綿飛散防止マニュアル」という。)
(環廃対発第060609003号 平成18年6月12日)
- (16) 非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について
(環廃産発第050330010号 平成17年3月30日)
- (17) 建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について
(基安化発第0821001号 平成18年8月21日)

- (18) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
(法律第 64 号 平成 13 年 6 月 22 日)
- (19) 環境基本法 (法律第 91 号 平成 5 年 11 月 19 日)
- (20) 循環型社会形成推進基本法 (法律第 110 号 平成 12 年 6 月 2 日)
- (21) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (法律第 48 号 平成 3 年 4 月 26 日)
- (22) 大気汚染防止法 (法律第 97 号 昭和 43 年 6 月 10 日)
- (23) 大気汚染防止法施行令 (政令第 329 号 昭和 43 年 11 月 30 日)
- (24) 大気汚染防止法施行規則 (厚生省、通商産業省令第 2 号 昭和 46 年 6 月 22 日)
- (25) 水質汚濁防止法 (法律第 138 号 昭和 45 年 12 月 25 日)
- (26) 水質汚濁防止法施行令 (政令第 188 号 昭和 46 年 6 月 17 日)
- (27) 水質汚濁防止法施行規則 (総理府、通商産業省令第 2 号 昭和 46 年 6 月 19 日)
- (28) 騒音規制法 (法律第 98 号 昭和 43 年 6 月 10 日)
- (29) 騒音規制法施行令 (政令第 324 号 昭和 43 年 11 月 27 日)
- (30) 騒音規制法施行規則
(厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第 1 号 昭和 46 年 6 月 22 日)
- (31) 振動規制法 (法律第 64 号 昭和 51 年 6 月 10 日)
- (32) 振動規制法施行令 (政令第 280 号 昭和 51 年 10 月 22 日)
- (33) 振動規制法施行規則 (総理府令第 58 号 昭和 51 年 11 月 10 日)
- (34) 下水道法 (法律第 79 号 昭和 33 年 4 月 24 日)
- (35) 下水道法施行令 (政令第 147 号 昭和 34 年 4 月 22 日)
- (36) 下水道法施行規則 (建設省令第 37 号 昭和 42 年 12 月 19 日)
- (37) 土壤汚染対策法 (法律第 53 号 平成 14 年 5 月 29 日)
- (38) 土壤汚染対策法施行令 (政令第 336 号 平成 14 年 11 月 13 日)
- (39) 土壤汚染対策法施行規則 (環境省令第 29 号 平成 14 年 12 月 26 日)
- (40) 消防法 (法律第 186 号 昭和 23 年 7 月 24 日)
- (41) 消防法施行令 (政令第 37 号 昭和 36 年 3 月 25 日)
- (42) 消防法施行規則 (自治省令第 6 号 昭和 36 年 4 月 1 日)
- (43) 建築基準法 (法律第 201 号 昭和 25 年 5 月 24 日)
- (44) 建築基準法施行令 (政令第 338 号 昭和 25 年 11 月 16 日)
- (45) 建築基準法施行規則 (建設省令第 40 号 昭和 25 年 11 月 16 日)
- (46) 都市計画法 (法律第 100 号 昭和 43 年 6 月 15 日)
- (47) 電気事業法 (法律第 170 号 昭和 39 年 7 月 11 日)
- (48) 電気供給約款 (関西電力)
- (49) 日本工業規格 (J I S)
- (50) 建築物解体工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- (51) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル (以下「解体作業マニュアル」という。)
- (52) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 (2017 年版)

- (53) 水銀廃棄物ガイドライン
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(平成 29 年 6 月)
- (54) その他関係諸法令等

第 4 節 施工管理及び検査

1. 現場代理人

受注者は、本工事に関する現場代理人を定め、その氏名・経歴等を書面により本町係員に届出ること。

現場代理人は、受注者の代理として現場に常駐し、現場の運営を取り締まり、本町係員の承諾を得た施工計画書、設計図書及び工事工程表・施工体制台帳・工事日誌・工事写真・安全衛生関係記録簿等を備えて毎日記載するとともに、本組合係員が必要と認めた時は遅滞なく提出しなければならない。

2. 監理技術者

受注者は、本工事に関する建設業法の規定に適合する監理技術者を選任し、その氏名・経歴等を書面により本組合係員に届出、工事中は現場に常駐する。

監理技術者はばく露防止対策仕様書、石綿障害予防規則に精通し、工事期間中現場に常駐して、指揮連絡・現場管理及び安全管理等責任をもって職務を遂行すること。

3. 専門技術者等

受注者は、本工事に関して建設業法に定める専門技術者の選任のほか、必要に応じて、他の関係法令に従って選任する監理技術者・責任者等について、その氏名・経歴等を書面により本組合係員に届出ること。

また、届出た専門技術者は、当該工事中は現場に常駐し責任を持って職務を遂行すること。

4. 施工計画書・工事工程表

受注者は、工事着工に先立ち施工計画書及び工事工程表を作成し、本組合係員の承諾を得るものとする。

5. 労務災害の防止

工事中の危険防止対策及びダイオキシン類ばく露防止対策、石綿障害予防対策を十分にを行い、労務者への安全教育を徹底して、労務災害が発生しないように努めること。

6. 事故処理

工事による事故が発生した場合、受注者は緊急連絡体制表に基づき対処するとともに速やかにその日時・場所・原因・状況・被害者氏名・応急措置・その後の対応等について本

組合係員に報告しなければならない。

その事故が受注者の責任に帰する場合は、その補償等全て受注者の負担とする。

7. 現場管理

受注者は、労働基準法・労働安全衛生規則等の関係法令に基づき現場を管理し、また工事現場への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難、その他の事故防止について責任をもって管理すること。

8. 技術管理

受注者は、工種毎に工事進捗上十分な員数の労務者を計画的に配置し秩序正しい作業をさせ、また、熟練を要する工種の施工については、相当の経験を有する者に作業をさせること。特に解体作業に従事する労働者に対しては、労働安全衛生規則第 592 条の 7 及び安全衛生特別教育規程に定めるところの特別教育を行なうこと。

なお、労務者等が本組合係員の指示に従わない場合、または工事作業が不相当と認めた場合は、交替または退去を命ずる場合がある。この場合、受注者は直ちに適切な措置を講じなければならない。

9. 工程管理

受注者は、工事着工前に全体工程表、工事施工中には週間、月間工程表を提出して本町係員の承諾を受けるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならない。また、実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を本町係員に提出して承諾を得ること。

10. 環境の管理

受注者は、風向風速計、気温湿度計、騒音計、振動計などを現場事務所に備え測定し、基準値に対する自主管理基準値を設定して、日常の環境の管理に十分留意して基準値を超えることなく管理すること。

なお、測定結果については常時整理記録し月毎に本町に報告するとともに、本町係員が必要と認めたときは遅滞なく提出または閲覧に供さなければならない。

11. 工事記録写真

工事着工前、施工中（施工状況・工事進捗用・出来高用）、工事完了（竣工）写真を撮影記録して、本町係員に提出すること。

工事着工前は、全景、代表部分及び現場周辺の現況（私有地取合い部を含む）を撮影すること。

工事工程写真は、各工程毎の施工状況・工事進捗用・出来高用を撮影記録し、工事完了後に確認が困難となる箇所については、施工が適切であることが証明できる写真を撮影すること。

工事完了は、全景、代表部分及び現場周辺の現況を撮影すること。

12. 工事期間中の交通安全等

受注者は敷地内にタイヤ洗浄設備を設け、工事関係車両に付着した泥を洗浄し、道路汚染防止に努めること。また、監理者と協議して決めたルートを通行して交通安全に努めること。

必要に応じ公道の分岐点、及び敷地入口部に誘導員を配置して交通整理にあてること。

13. 工事報告

現場代理人は、本組合係員と打合せ・協議を行った場合、必ず打合せ議事録を作成し、本町係員に提出するものとする。また、月毎の定例工程会議において工事進捗状況、月間の工事進捗状況及び出来高資料を簡潔に工事進捗報告書としてまとめ、工事写真とともに本町係員に提出すること。

なお、定例会議は毎月1回を基本として、本組合係員と協議のうえ開催日等を決定するものとする。日々の工事の進捗及び施工予定については、休日を除いた毎日、工事日報の提出と併せ本組合係員へ報告すること。

14. 施工の検査

各工事は、予め本組合係員の承諾した工程に達したときは、自主検査を踏まえて必ず検査を受け、次の工程に移るものとする。

施工後に検査が不可能または困難な工事は、その施工にあたり本組合係員の立会検査を受けるものとする。

15. 竣工検査

竣工検査に先立ち、現場確認及び工事写真、施工に関する記録、廃棄物処理記録等について本組合係員による事前確認を実施する。

竣工検査の際、本組合検査員は必要と判断する時はその理由を受注者に通知して工事目的物を最小限度破壊（重機による掘削等）して検査することが出来る。この場合において検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

本組合検査員が手直しを指示した事項は直ちに措置し、再度、手直し検査を受けるものとする。

第5節 保証期間

解体工事に関する保証期間は、正式引渡しの日より2年間とする。ただし、受注者の故意または重大な過失による場合については10年とする。

保証期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造または取替を行わなければならない。

ただし、本組合側の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

第6節 提出図書

1. 受注後に提出する図書

受注者は、契約後速やかに解体工事計画書、工事工程表等を作成し本町の承諾を受けるものとする。

(1) 解体工事計画書

1) 工事概要

- ① 工事名称
- ② 工事場所
- ③ 工事期間
- ④ 発注者
- ⑤ 施工者
- ⑥ 工事内容
- ⑦ 周辺地図
- ⑧ 施工範囲

2) 工事工程表

3) 施工監理体制

- ① 施工監理組織図
- ② 施工体制台帳・施工体系図
- ③ 緊急連絡体制
- ④ 工事車両、搬入・搬出車両、通勤車両の動線及び駐車スペース
- ⑤ 現場事務所、会議室、作業員休憩室、食堂、更衣室、便所等の計画

4) 調査結果における管理区域と保護具選定（ダイオキシン類及び石綿）

- ① 事前環境測定及び分析の結果
- ② 測定結果による管理区域の決定と保護具の選定
- ③ 解体作業前、中、後の環境測定計画
- ④ 測定、分析機関資料

5) ダイオキシン類及び石綿含有製品の汚染除去及び解体工事計画

（必要に応じ、全体工事、除染物、構造物に分けて計画する）

- ① 工事フロー図
- ② 準備作業、仮設計画（高所作業含む）

- ③ 養生作業
 - ④ セキュリティエリアの設置
 - ⑤ 負圧の確保、集じん機的能力
 - ⑥ 養生検査
 - ⑦ 除去作業
 - ⑧ 除去後の確認
 - ⑨ 解体作業・養生撤去に伴う保護具、各種フィルターの処分
 - ⑩ 清掃
 - ⑪ 片付け及び機材等の搬出
- 6) 作業区分分離養生計画
- ① 作業区分分離養生イメージ図
 - ② セキュリティエリアイメージ図
- 7) 安全衛生管理計画（ダイオキシン類及び石綿）
- ① 安全衛生基本方針（施工計画書の周知徹底）
 - ② 作業指揮者の要件
 - ③ 作業者の要件（特別教育の実施）
 - ④ 関係者以外立入禁止及び作業内容の表示
 - ⑤ 安全に関する事項
 - ⑥ 緊急時の対応策
 - ⑦ 衛生に関する事項
- 8) 解体に伴う発生物の処理体制
- ① 処分計画フロー図
 - ② 廃棄物の処理計画
 - ③ 個別設備解体計画
 - ④ 解体廃棄物の保管計画
 - ⑤ 再生資源利用計画
- 9) 専門業者リスト及び法的資格リスト（労務者名簿及び資格証等）
- 10) 事前環境測定のだいオキシン・石綿等分析結果報告（写し）
- 11) 除染水の処理計画（各槽内の除染を含む）
- ① 除染水の処理フロー
 - ② 水処理機器及び仮設機材の配置図等
 - ③ 水処理計算書
 - ④ 処理水の排出方法（基準値の確認）
 - ⑤ 発生汚泥の排出方法（基準値の確認）
- 12) 環境の管理計画
- ① 環境管理の項目及び方法（測定器具含む）、頻度
 - ② 測定方法（分析機関許可登録書）

- 13) その他指示するもの
- (2) 実施設計図書
 - 1) 実施設計仕様書
 - 2) 実施設計図
 - ① 解体撤去工事図
 - ② 現況測量図
 - ③ 跡地整備工事図
 - 3) 数量積算書
 - 4) 工事種別明細書
 - 5) 積算根拠資料
- (3) 下請業者届
- (4) 承諾図書（必要に応じて）
- (5) 週間及び月間工程表
- (6) 工事進捗状況報告書
- (7) 打合議事録・協議書
- (8) 工事日報、月報
- (9) 工事写真（デジタルカメラデータ）
- (10) 関係諸官庁申請図書等

受注者は、法令に定められた日または本町係員の指示する期日までに下記の届や図書作成に必要な資料を提出し、本町係員の承諾を得て届出手続きを行うこと。

- 1) 廃棄物処理施設解体工事計画届（工事開始の日の14日前）
- 2) 廃棄物処理施設等解体工事計画書（工事開始の日の14日前）
- 3) 特定粉じん排出等作業の実施の届出（必要な場合）
- 4) 汚染物質・ダイオキシン類・石綿等分析結果報告書
- 5) 関係諸官庁申請書資料
- (11) その他本町係員が指示する資料

2. 工事完了に際して提出する図書

- (1) 竣工検査願及び自主検査報告書
- (2) 工事写真及び完成写真（デジタルカメラデータ含む）
- (3) 建設廃棄物処理委託契約書（コピー）及びマニフェスト（A、B2、D、E票のコピー）
- (4) 再資源化等完了報告書
- (5) 出来高調書（工事種別明細書）
- (6) 出来高調書補足資料
 - 1) 工事中の検査記録
 - ① 工事施工状況の検査記録
 - ② 仮設工事施工状況の検査記録

- ③ 汚染物除去工事施工状況の検査記録
- ④ 解体工事施工状況の検査記録
- ⑤ 発生廃棄物の処理・処分状況の検査記録
- ⑥ 運搬業者の許可書のチェック記録
- ⑦ 受入処分先の登録チェック記録
- ⑧ 仕上がり検査記録
- ⑨ 整地片付けの確認記録
- ⑩ 汚染物の測定報告書
- ⑪ 排水の測定分析書
- ⑫ 搬出量調書（設計数量との比較含む）

2) 安全衛生関係記録

- ① 始業前点検表
- ② 新規入場者教育記録
- ③ ダイオキシン類及び石綿に係る特別教育記録
- ④ 保護具等の点検チェック記録
- ⑤ 粉塵作業等分析記録
- ⑥ 安全衛生点検実施記録
- ⑦ 安全パトロール実施状況の確認記録
- ⑧ 環境の管理に基づく測定分析報告書及び記録

(7) その他本組合係員が指示する図書

※提出図書の取りまとめ様式、部数、提出日については本組合係員の指示による。

第7節 正式引渡し

工事竣工後、撤去跡地を正式引渡しするものとする。

工事竣工とは、工事及び第6節2に記載された書類の全てを完了した時点とする。

第2章 解体撤去工事特記仕様書

第1節 一般共通事項

1. 目的

この仕様書は、廃棄物処理施設として使用していた施設等の解体の工事について必要な事項を示し、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）及び重金属等有害物質を含むばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出によって生じるおそれのある周辺環境への汚染の未然防止を図るとともに、工事によって発生する廃棄物の適正処理を目的とする。

2. 仕様書の位置付け等

廃棄物処理施設として使用していた施設等の解体の工事を行う者は、解体の工事を行うにあたって、当該工事を行う地域の状況等を考慮して、自ら必要と考えられる安全対策を講ずる等自主的な対応に努めるものとする。

3. 定義

- (1) この仕様書において「処理施設」とは、廃棄物を処理するための施設の廃棄物の投入口または供給設備からの総体であって、使用していた施設及び現に使用している施設をいう。
- (2) この仕様書において「解体工事」とは、処理施設に係る次に掲げる工事をいう。
 - 1) 処理施設の全体（杭基礎を含む）を撤去するための解体の工事
 - 2) 処理施設の一部の除却及び当該除却部分の解体の工事
- (3) この仕様書において「ばいじん等」とは、処理施設において廃棄物を処理した結果生じた燃え殻をいう。
- (4) この仕様書において「発注者」とは、解体工事を行う処理施設の管理者であって解体工事を発注する事業者をいう。
- (5) この仕様書において「受注者」とは、発注者から処理施設の解体工事を請け負った事業者をいう。

4. 適用範囲

この仕様書は、処理施設において行われる解体工事について適用する。

5. 工事の管理等

- (1) 発注者は、処理施設の解体工事を行おうとするときは、この仕様書に定める事項を受注者に示し、当該解体工事を発注すること。
- (2) 発注者及び受注者（以下「関係者等」という。）は、解体工事を行うにあたってこの仕様書を遵守し、周辺環境に影響のないよう、常に工事の状況を把握し、管理すること。

- (3) 受注者は、解体工事の作業を他の事業者에게 請け負わせて行う場合は、当該解体工事の作業について、この仕様書が遵守されるよう監督すること。

第2節 解体工事

1. 計画書等の提出

- (1) 受注者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書に掲げる書類等を添えて、解体工事を行う処理施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。

- 1) 解体工事を行う処理施設の周囲の状況、施設の配置（地下部分の設備を含む。また、処理施設の基礎部分がコンクリート等で覆われている場合はその範囲を表示し、処理施設の全体または一部が建屋内にある場合は、建屋の位置を合わせて表示する。）、車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面
- 2) 解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出（地下への浸透を含む。）防止のための措置（排気及び排水の処理の方法を含む。）の概要を記載した書類
- 3) 解体工事により発生する廃棄物（処理施設から除去した汚染物及び排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。）の種類ごとの発生見込量、保管方法（保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。）並びに収集運搬及び処分の方法を記載した書類
- 4) 土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類
- 5) 解体工事を行う処理施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果
- 6) 解体工事の工程表
- 7) 解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類

- (2) 受注者は、解体工事の計画に主要な変更が生じたときは、速やかに解体工事変更届出書に当該変更事項を記載した書類を添えて、処理施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。

- (3) 受注者は、解体工事が終了したときは、解体工事終了報告書に次に掲げる書類を添えて、処理施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。

- 1) 周辺環境の状況調査の結果を記載した書類
- 2) 解体工事により発生した廃棄物の種類毎の数量、処分方法等を記載した書類
- 3) 対策を講じた場合は、その対策の内容を記載した書類

2. 周辺環境対策

受注者は、解体工事を行うにあたっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) ばいじん等の飛散防止

- 1) 解体工事を行う処理施設の全体または解体工事を行う区画の全体を仮設の壁等及び天井により隔離すること。ただし全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う箇所ごとに隔離するなどの飛散防止対策を実施すること。なお、解体工事を行う処理施設が屋内にある場合で、当該建屋の開口部を目張りにより塞ぐ等の措置を行った場合は、これにより全体の隔離とする。
- 2) 解体工事の作業を行うにあたっては、当該作業を行う場所の内部の空気を、排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引するとともに、外部に対し減圧(負圧)して行うこと。
- 3) 解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。
- 4) 解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。
- 5) 敷地境界線上に設ける仮囲いは、成型鋼板製とし、高さは3mとする。

(2) 排気処理

- 1) 解体工事の作業を行う場所から出る排気処理の管理目標は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号別表)に掲げる大気の基準値とする。
- 2) 解体工事の作業を行う場所から出る排気処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

(3) 汚水の流出防止等

- 1) 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等、水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するための措置を講ずること。
- 2) 前1)の作業を行う場所に溜まった汚水は、吸収材を用いての回収、排水処理設備への移流等により速やかに排除すること。
- 3) 処理施設の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合は、当該処理施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するとともに、処理施設の内部に溜まった汚水が処理施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。

(4) 汚水の処理

- 1) 解体工事により発生した汚水の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、適正処分、若しくは、排水処理設備による処理後再利用とする。
- 2) 解体工事により発生した汚水を貯留して産業廃棄物として搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理をすることができる処理業者に委託すること。
- 3) 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して再利用する場合は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）別表第 2 に定める排出基準及びカドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、水銀及びアルキル水銀並びにセレンの排水規制基準を満足すること。
- 4) 前 3) の排水処理設備は、排水処理能力が十分発揮できるよう維持管理を適切に行うとともに、排水をサンプリングして分析を行い、排水規制基準を満足していることを確認して使用すること。
- 5) 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理した場合で、水質が基準値以下であっても、周辺雨水側溝や河川等への放流を行わず、産業廃棄物として搬出、適正処分すること。
- 6) 排水処理は、濁水処理を行うこと。なお、建物解体時のほか、水替え時も同様に行うこと。

(5) 除染後の確認

- 1) 付着物除去結果の確認は、レンガ、不定形耐火物、構造物材料の表面の露出を確認することにより行うとともに当該場所の付着物除去前、付着物除去後の写真を記録したうえで、統括安全衛生責任者等により付着物除去が十分行われたことを確認するとともに、除染後のサンプリング調査を行い、結果を所管する労働基準監督署に提出の上発注者の承認を得ること。
- 2) 除染後の廃棄物を敷地外処分する場合、処分先の受入基準を満足する分析を行い、適正に処分すること。なお、分析費、運搬費、処分費を含むものとする。
- 3) 多孔質材料（レンガ、ライニング材等）の汚染除去には限界があることから上記の確認結果により汚染除去が困難であると判断された場合は対象物全体をダイオキシン類で汚染された廃棄物として取り扱うこと。

3. 廃棄物の適正処理

- (1) 受注者は、当該解体工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

1) 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類

等に従って適切に保管すること。

2) 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

3) 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

4) 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続きを確実にし、廃棄物の適正処理を実施すること。

(2) 処理施設から発生した廃棄物は、特別管理廃棄物（ばいじん、燃え殻及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む廃棄物）として取り扱うものとする。ただし、特別管理廃棄物等でないことを確認した場合はこの限りではない。

(3) ごみ処理施設内の機械の中に残置されているばいじん等については一般廃棄物（特別管理一般廃棄物となるものを含む）として取り扱うこととし、その積込み、運搬、処分については各自治体間の事前協議が発生する可能性があるため、工程管理は十分余裕をもって行い、発注者と協議しながら進めること。なお、それらに係る一切の費用については本工事に含めることとする。

(4) フロンガスの処理

空調用室外機の一部については、フロン類が使用されている恐れがあり、機器の処分以前に、フロン類破壊業者許可者及びフロン類回収業者により抜き取りを実施して漏洩を防止し適正な処分を行うこと。

(5) 変圧器等の微量PCBの調査、保管

施設の建設年度から受変電設備の変圧器及び蛍光灯の安定器等にPCBが混入されている可能性は低いですが、受注者は、製造年月日、製造メーカー、製造型番をもとにPCBの混入状況を調査し、混入の可能性がある場合は分析を行い、結果を発注者に報告すること。混入されていない変圧器等については、本工事にて処理、処分するものとし、混入されていた場合の処理については、発注者の指示に従い、指定する保管場所まで発注者の立会のもと運搬して引き渡し保管すること。それに要する保管容器及び移送費等は受注者の負担とする。

(6) 水銀汚染物等

水銀汚染物、水銀使用製品廃棄物については水銀廃棄物ガイドラインを遵守した対策を講じること。

(7) 石綿(アスベスト)

車庫棟の屋根及び外壁のスレートと内装仕上材の一部に石綿が含有されていることを事前の調査で確認しているが、その他の建材に石綿含有製品が使用されている可能性もあるので、受注者において解体前に再度調査を行い、含有が確認された場合は関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工するものとする。

(8) 除染に用いる水の品質

除染に用いる水は、上水を使用する以外は、以下の項目の分析結果に合格したものを使用すること。(PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、ひ素、六価クロム、有機リン、シアン、PCB、ダイオキシン類)

4. 周辺環境調査及び安全対策調査

受注者は、解体工事を行う処理施設の周辺環境の状況を把握するため、次に掲げる調査を実施すること。この場合において、調査の対象物質は、ダイオキシン類、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、1.4 ジオキサン、水銀及びアルキル水銀並びにセレン(大気環境調査にあつては、ダイオキシン類、水銀及びひ素)とする。

(1) 解体工事の着手前の調査

1) 土壌汚染状況調査

解体工事の着手前に、解体工事を行う処理施設を中心にした4方向の敷地境界内の場所で、土壌を概ね1平方メートル(深さ5cm)の範囲で採取し、当該土壌について、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(環境庁水質保全局土壌農薬課)」、その他の物質については「土壌汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)」に定める分析方法に基づき分析すること。ただし、解体工事を行う処理施設が設置されている敷地内に採取する土壌がない場合については、それに代わる方法により実施すること。

2) 周辺環境(土壌:標準土)

周辺土壌中へのダイオキシン類等の濃度の影響を把握するため、敷地境界近辺4地点に標準土を設置し、ダイオキシン類等の分析を行うこと。

3) 周辺環境(大気)

大気中へのダイオキシン類、石綿及び浮遊粒子状物質(SPM)等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

4) 安全対策(付着物、堆積物)

発注者が行ったダイオキシン類の事前調査は、6ヶ月以上経過しているため、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、分析測定を行い、結果を発注者に報告すること。

5) 安全対策（作業環境）

工事着手前において、作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿及び浮遊粒子状物質（S P M）等の濃度測定を行うこと。

(2) 除染作業中の調査

1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌中へのダイオキシン類等の濃度の影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

2) 周辺環境（大気）

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に、大気中へのダイオキシン類、石綿及び浮遊粒子状物質（S P M）等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

3) 安全対策（作業環境）

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿及び浮遊粒子状物質（S P M）等の濃度測定を行うこと。測定は、管理区域ごとに行い、粉じん中の石綿濃度については、連続作業日数が6日を越えるごとに1回追加するものとする。

(3) 除染作業後の調査

1) 安全対策（付着物、堆積物）

事前調査（ダイオキシン類）の測定結果が3ng-TEQ/gを越えた箇所については、必ず安全確認として測定分析を行い、結果を発注者に報告すること。

2) 安全対策（作業環境）

除染後の作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿及び浮遊粒子状物質（S P M）等の濃度測定を行うこと。測定は、管理区域ごとに行うこと。

(4) 解体作業中の調査

1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌中へのダイオキシン類等の濃度の影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

2) 周辺環境（大気）

解体作業中の大気中へのダイオキシン類、浮遊粒子状物質（S P M）等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

(5) 解体作業完了後の調査

1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌中へのダイオキシン類等の濃度の影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

2) 周辺環境（大気）

解体工事完了後の大気中へのダイオキシン類、石綿及び浮遊粒子状物質（S P M）等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

(6) 工事確認

1) 周辺環境（集じん装置排気出口）

管理区域設定から管理区域解除までの期間、負圧集じん装置の排気出口において、ダイオキシン類、粉じん、石綿及び浮遊粒子状物質（S P M）等の濃度測定を行うこと。併せて、管理区域内の負圧状況の測定を実施すること。

2) 周辺環境（騒音、振動）

解体工事期間中において、騒音、振動の連続測定を実施し常時監視すること。

また、騒音及び振動が最も発生すると考えられる時期に、敷地境界線上4地点で測定を行うこと。

3) 解体廃棄物、除染汚泥

処分先の受入基準を満足する分析を行い、適性に処分するものとし、分析結果を発注者に報告すること。

環境調査項目等の一覧表

測定の目的	対象物	測定項目	測定場所等	地点数	測定時期	測定回数	測定頻度・内容	備考				
周辺環境	大気	ダイオキシン類濃度・水銀・ひ素	敷地境界線上	4地点	工事前	1回	24h/日/回					
					工事中	2回	24h/日/回	除染(1回)、解体(1回)の最大稼動月				
					工事完了後	1回	24h/日/回					
	土壌	ダイオキシン類濃度・重金属	敷地境界近辺	4地点	工事前	1回						
					標準土	ダイオキシン類濃度・重金属	敷地境界近辺	4地点	工事前	1回	標準土の取扱は仕様書参照	除染(1回)、解体(1回)の最大稼動月
									工事中	2回		
	工事完了後	1回										
	大気	石綿の濃度・SPM	敷地境界線上	4地点	工事前	1回	1日/回					
					工事中	2回	1日/回	除染(1回)、解体(1回)の最大稼動月				
					工事完了後	1回	1日/回					
	騒音・振動	騒音・振動	敷地境界線上	4地点	工事前	1回						
					工事中	1回	作業時間中	最大想定月				
敷地内			1地点	工事中	常時	工事日	常備騒音計・振動計					
環境	気象一般	敷地内	1地点	工事中	1回/日	測定項目×工事日	工事期間中					
	風向・風速				常時							
安全対策	ダイオキシン類付着物機器	ダイオキシン類濃度・重金属	必要分析箇所	必要箇所	工事前	1回	受注者の必要項目	ダイオキシン類ばく露防止対策による				
					除染後	1回以上	受注者の除染確認方法による項目					
	作業環境	ダイオキシン類濃度・粉じん濃度	作業現場	管理区域毎	工事前	1回	受注者の必要項目	ダイオキシン類ばく露防止対策による管理区域毎				
					工事中	1回	測定項目×管理区域毎					
					除染後	1回以上	受注者の必要区域毎					
	作業環境	石綿濃度	作業現場	管理区域毎	工事前	1回	管理区域毎の内・外各1回/回	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルによる管理区域毎				
					工事中	1回以上	管理区域毎(但し1管理区域の連続作業日数が6日を越えるごとに1回追加)					
					除染後	1回	管理区域毎の内・外					
	工事確認	排気	ダイオキシン類濃度・SPM・石綿濃度	集じん装置排気出口	排気口毎	工事中	2回	測定項目×排気口数	除染(1回)、解体(1回)の最大稼動月			
滞水・除染処理排水		処理・処分に必要な項目	帯水・処理水タンク	タンク毎	工事中	1回以上	受注者の必要項目×タンク毎					
解体廃棄物		処理・処分に必要な項目	解体廃棄物	必要品目毎	処分前	1回以上	受注者の必要項目×必要回数	必要品目毎				
除染汚泥		処理・処分に必要な項目	汚泥タンク	タンク毎	処分前	1回以上	受注者の必要項目×タンク毎					

※重金属の調査対象物質は、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、1,4ジオキサン、水銀、アルキル水銀、セレンとする。

5. 受注者の責務

- (1) 受注者は、前条に定める周辺環境の状況調査を実施した結果、ダイオキシン類等の飛散または流出が確認された場合は、速やかに発注者に連絡し、原因究明のための調査、飛散等の拡大防止のための措置等必要な対策を講ずること。
- (2) 受注者等は、解体工事の期間中に、当該解体工事による周辺環境への影響が生ずるおそれがあると認められたときまたは支障が生じたときは、速やかに必要な対策を講ずること。
- (3) 受注者等は、前2項により対策を実施した場合は、その内容を記録し、保管すること。

6. 埋戻し及び盛土工事

埋戻し土は、ダイオキシン類その他の有害物質が入っていないことを確かめた新土によって行い、転圧、締固めを十分行う。跡地整備工事に支障がないよう施工するものとする。表面は砂利(碎石)厚み 150 により敷き固めを行い、排水溝等を敷設し場内に水たまりができないように整備すること。

第3節 情報提供内容

1. 情報提供

発注者または受注者は、解体工事を行う処理施設の近隣住民に対し、当該解体工事の着手前及び終了後に、次表に掲げる項目について情報の提供に努め、また解体工事の間中は、同表の1から5の項目について、常に見やすい場所に表示すること。

解体工事の着手前	解体工事の終了後
1. 処理施設の発注者 2. 受注者 3. 工事の期間 4. 工事の概要 5. 工事の工程 6. 処理施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果	1. 周辺環境の状況調査の結果 2. ダイオキシン類等の飛散または流出が確認された場合の原因究明のための調査、飛散等拡大防止のための講じた対策

2. その他

この仕様書に定めのない事項については、処理施設の所在地を所管する労働基準監督署と受注者等が協議する。